

大阪府土木施工管理技士会入会・退会規程

(目的)

第1条 大阪府土木施工管理技士会（以下「当法人」という。）の定款第6条及び第9条の規定に基づき、会員の入会及び退会の規程を次のとおり定める。

(入会・退会)

第2条 正会員又は賛助会員が入会しようとする場合は、指定する情報類をインターネットの指定サイトに入力し、当法人に送る。

- 1 会員となるための入会申込書は、個人会員にあつては正会員申込書に、また、賛助会員にあつては賛助会員申込書に相当する情報をインターネットをとおして会長に提出するものとする。
- 2 会員は退会するときは、正会員にあつては正会員退会届（別紙様式第1-1）を、また、賛助会員にあつては賛助会員退会届（別紙様式第1-2）を会長に提出するものとする。

附 則

この規程は、当法人の設立の日から施行する。